

Ⅲ 計画期間及び計画目標(案)

Ⅲ 計画期間及び計画目標

1 計画期間

本交通ビジョンは、船舶交通をめぐる情勢を中期的視点で見据え、「船舶交通の安全・安心をめざした取組み」についての講ずべき施策をまとめたものである。

その上で、具体的な施策の計画期間については、社会的ニーズに合致した効果的かつ効率的な実施を図るため、概ね5年を目標とする。

なお、船舶交通を取巻く情勢に適確に対応するため、本交通ビジョンについては、必要に応じ見直しを行う。

2 計画目標

①ふくそう海域における衝突・乗揚げ海難の発生水準の維持

②港内における衝突・乗揚げ海難の減少（数値目標の設定）

③小型船舶における海難の減少（数値目標の設定）

なお、第9次交通安全基本計画（平成23～27年度）においては、海上交通の安全についての目標として、海難防止のための諸施策を継続的に推進することにより、「海難隻数を第8次計画期間の年平均(2,473隻)と比較して、平成27年までに、約1割削減(2,220隻以下)」及び「ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数ゼロ」を掲げている。

本交通ビジョンにおいては、この目標達成を考慮し、海難の発生形態や原因を分析し、船舶種類、海域別、運航環境等の特徴に応じた海難防止施策の重点的展開を図るため、目標を設定する。